

上里町指定管理者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の公の施設を管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う施設の管理運営業務について評価及び助言を行い、もって公の施設のサービスの向上を図るため、上里町指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営の評価に関すること。
- (2) 指定管理者及び当該施設所管課に対して指導、助言等を行うこと。
- (3) その他委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、町長が任命し、又は委嘱する。

2 委員長は、上里町副町長を充て、副委員長は、上里町教育委員会教育長を充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴き、又は委員以外の関係者から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、第2条の規定に基づく事項を審議した場合は、その結果を町長へ報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| |
|--|
| 委員会を組織する者 |
| 副町長、上里町教育委員会教育長、会計管理者、総務課長、総合政策課長、住民の代表者（3名以内） |